

令和 年度海津市海津温泉宙舟の湯の管理運営に関する年度協定書（案）

海津市（以下「甲」という。）と□□□（以下「乙」という。）とは、令和 年 月 日付けで締結した海津市海津温泉宙舟の湯の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、海津市海津温泉宙舟の湯（以下「本施設」という。）の管理運営に関し、次のとおり年度協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、基本協定に定める本施設の管理運営業務に関し、令和 年度の事業計画及び基本協定第 30 条に規定する指定管理料の額、支払方法等並びに基本協定第 31 条に規定する納付率の詳細について定めることを目的とする。

（業務内容）

第2条 令和 年度の事業計画は、甲が承認した事業計画書に定めるとおりとする。

（指定管理料）

第3条 基本協定第 30 条第 2 項に規定する令和 年度の指定管理料の額は、金 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（指定管理料の支払）

第4条 令和 年度の指定管理料は、乙の請求に基づき支払うものとし、甲は、乙の支払い請求の日から 30 日以内にこれを支払うものとする。請求日及び各期の支払金額は、次のとおりとする。

第 1 期	令和 年 4 月 1 日以降	¥	—
-------	----------------	---	---

第 2 期	令和 年 1 0 月 1 日以降	¥	—
-------	------------------	---	---

（納付率）

第5条 基本協定第 31 条第 1 項に規定する令和 年度の納付率は、 パーセントとする。

（指定管理料の額の変更）

第6条 令和 年度の指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議のうえ、定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が正当な理由なく本業務を実施しないとき

は(基本協定第 41 条に規定する事由により期間を定めて本業務の全部又は一部の停止をした場合を含む。)、乙が当該業務を実施しなかったことにより負担しない費用相当分を令和 年度の指定管理料から減額するものとする。

(疑義等の決定)

第7条 本協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとし、基本協定にも定めのない事項又は本協定の解釈について疑義を生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

甲 住 所 海津市海津町高須 5 1 5 番地
海津市

氏 名 海津市長 横 川 真 澄 印

乙 住 所
団体名
代表者

印